

# ケアスクールFan主催

## 令和8年度 6月 開催介護職員等による喀痰吸引研修事業 第1号・2号研修「不特定多数の者対象」オンライン受講者募集要項

ケアスクール Fan では、平成 24 年 4 月 1 日改正「社会福祉士及び介護福祉士法」により、介護施設や障害者施設、その他において、必要なケアを安全に提供するため、適切にたん吸引等を行うことのできる介護職員等を養成することを目的とした研修事業を以下の要項で開催します。受講をご希望の方は、以下の要項及び注意事項を確認の上、所定の期間内にお申込みください。

### 記

#### 1. 主催・研修実施機関

株式会社 ELe ケアスクール Fan

〒451-0022 名古屋市東区東大曽根町 23 番 15 号 PULCHRA OZONE604

#### 2. 研修内容 《第1・2号研修（不特定多数の者対象）》

##### (1) 基本研修

【講義】50 時間 オンライン

【演習】①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引

④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

⑥人工呼吸器装着者への口腔内喀痰吸引 ⑦人工呼吸器装着者への鼻腔内喀痰吸引

⑧人工呼吸器装着者への気管カニューレ内部の喀痰吸引※(⑥～⑧は希望者のみ)

##### (2) 実地研修

【実習】①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引

④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

⑥人工呼吸器装着者への口腔内喀痰吸引 ⑦人工呼吸器装着者への鼻腔内喀痰吸引

⑧人工呼吸器装着者への気管カニューレ内部の喀痰吸引 ※(⑥～⑧は希望者のみ)

#### 3. 研修日程

別紙のとおり ※演習日 7月3日(金)または7月4日(土)より選択制

#### 4. 研修会場

##### (1) 基本研修（講義、演習）

【講義】

オンライン（ZOOMでのオンライン授業または録画した動画を視聴しながら  
配布するテキストにて受講し受講時作成した課題を提出）

【筆記試験・演習】

ケアスクール Fan

名古屋市東区東大曽根町 23 番 15 号 PULCHRA OZONE604

##### (2) 実地研修

就業事業所 他

## 5. 定員 5名

## 6. 受講料

(1) 講義・演習：免除の有無にかかわらず、一律 70,000 円 (税別)

※ (筆記試験料込み・テキスト代 2,200 円別途)

★人工呼吸器装着者への吸引の演習 は別途 10,000 円

(2) 実地研修

①ケアスクールFanが実習先を確保する場合

1 項目毎に25,000円 (税別/損害保険料込み)

②受講生が実地研修先を確保する場合：15,000 円 (税別、事務手数料/損害保険料として)

## 7. 受講資格

(1) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者(児)施設等 (医療施設を除く)、居宅サービス事業等に従事している介護職員等 (介護福祉士含む)

(2) すべてのカリキュラム (講義・演習・実地研修) を受講できること

## 8. 申込み方法

(1) 次の書類に必要事項を記入の上、募集期間内にFAXまたは郵送(必着)してください。

「喀痰吸引等研修受講申込書」

(2) 受講申込者が「研修の一部履修免除」に該当する場合は、「修了証明書」又は「認定証」の写しも合わせて提出してください。

(3) 受講決定後、決定通知を送付します。受講決定通知到着後、指定日までに受講料をお振込みください。

## 9. 募集期間

令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 6 月 17 日(書類 17 時までに必着)

書類送付先・お問い合わせ先

〒 461-0022 名古屋市東区東大曾根町 23 番 15 号 PULCHRA OZONE604

TEL:052-919-1450 FAX:052-982-7641

ケアスクール Fan(担当:まつばやし)平日 9 時～18 時

注意事項

※本研修は先着受付ではありません。受講申込書を確認の上、受講に適格と認められ利用者の状況をもとに決定します。

(1) 受講の可否通知は受講申込みから開催 3 日前までの間に、順次申込者全員に郵送等でご連絡します。

(2) 通知が届かない場合は上記までご連絡ください。

(3) 受講者都合による受講料お支払い後のキャンセル・辞退については返金いたしません。

(4) 本研修修了者には主催者より「喀痰吸引等研修修了証明書」をお渡ししますが、実際にたんの吸引行為を行うためには、修了証明書受領後、各自愛知県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を申請する必要があります。またその場合事業者も別途、都道府県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要ですのでご承知おきください。

以上